

北海道福祉のまちづくり資金貸付制度要綱 新旧対照表

改正後 (H30.1)	改正前 (H29.4)
<p>北海道福祉のまちづくり資金貸付制度要綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 定義 1～3 (略)</p> <p>4 この要綱において「取扱金融機関」とは、道内に店舗を有する次の金融機関をいう。</p> <p>(1) 銀行 株式会社北洋銀行、株式会社北海道銀行、株式会社北陸銀行</p> <p>(2) 信用金庫 <u>北海道信用金庫</u>、<u>室蘭信用金庫</u>、空知信用金庫、苫小牧信用金庫、北門信用金庫、伊達信用金庫、北空知信用金庫、日高信用金庫、渡島信用金庫、道南うみ街信用金庫、旭川信用金庫、稚内信用金庫、留萌信用金庫、北星信用金庫、帯広信用金庫、釧路信用金庫、大地みらい信用金庫、網走信用金庫、遠軽信用金庫</p> <p>(3) 信用組合 中央信用組合、空知商工信用組合、札幌中央信用組合、釧路信用組合、十勝信用組合、函館商工信用組合</p> <p>第3～第16 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>改正後の要綱は、平成30年1月1日から施行する。</u></p>	<p>北海道福祉のまちづくり資金貸付制度要綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 定義 1～3 (略)</p> <p>4 この要綱において「取扱金融機関」とは、道内に店舗を有する次の金融機関をいう。</p> <p>(1) 銀行 株式会社北洋銀行、株式会社北海道銀行、株式会社北陸銀行</p> <p>(2) 信用金庫 <u>札幌信用金庫</u>、<u>室蘭信用金庫</u>、空知信用金庫、苫小牧信用金庫、北門信用金庫、伊達信用金庫、北空知信用金庫、日高信用金庫、渡島信用金庫、道南うみ街信用金庫、<u>小樽信用金庫</u>、<u>北海信用金庫</u>、旭川信用金庫、稚内信用金庫、留萌信用金庫、北星信用金庫、帯広信用金庫、網走信用金庫、遠軽信用金庫</p> <p>(3) 信用組合 中央信用組合、空知商工信用組合、札幌中央信用組合、釧路信用組合、十勝信用組合、函館商工信用組合</p> <p>第3～第16 (略)</p> <p>附則 (略)</p>

<p>別紙1 (要綱第2 定義関係) (略)</p> <p>別紙2 (要綱第2 関係) (略)</p> <p>別紙3 (要綱第6 適合審査関係) (略)</p> <p>別紙様式第1号 (略)</p> <p>北海道福祉のまちづくり資金に係る適合審査申込書 次のとおり公共的施設の〔新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替 ・一部改修〕を予定しています。</p> <p>については、北海道福祉のまちづくり資金を利用したいので、北海道福祉のまち づくり資金貸付要綱第6に定める適合審査を申し込みます。</p> <p>(略)</p>	<p>別紙1 (公共的施設) (略)</p> <p>別紙2 (整備基準) (略)</p> <p>別紙3 (適合審査表) (略)</p> <p>別紙様式第1号 (略)</p> <p>北海道福祉のまちづくり資金に係る適合審査申込書 次のとおり公共的施設の〔新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替 ・一部改修〕を予定しています。</p> <p>については、北海道福祉のまちづくり資金を利用したいので、北海道福祉のまち づくり資金貸付制度要綱第6に定める適合審査を申し込みます。</p> <p>(略)</p>
<p>別紙様式第2号 (略)</p> <p>平成 年 月 日付けで適合審査の申込みがあった件について (通知)</p> <p>結果、貸付対象として適合するので通知します。</p> <p>なお、取扱金融機関への貸付け申込みに当たっては、この通知の写しを当該金 融機関に提出してください。貸付けについては、取扱金融機関が貸付け審査等に より決定するものであり、この通知は貸付けの実行を担保するものではありません ので、あらかじめ御承知おきください。</p> <p>(略)</p> <p>2 貸付申込可能額等 (1) 貸付申込可能額</p> <p style="text-align: right;">千円</p> <p>なお、信用保証、担保及び保証人等により、貸付けの実行額がこの金額 を下回る場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。</p>	<p>別紙様式第2号 (略)</p> <p>北海道福祉のまちづくり資金に係る適合審査結果について (通知)</p> <p>平成 年 月 日付けで適合審査の申込みがあった件について、審査の 結果、貸付対象として適合するので通知します。</p> <p>なお、取扱金融機関への貸付け申込みに当たっては、この通知の写しを当該金 融機関に提出してください。貸付けについては、取扱金融機関が貸付け審査等に より決定するものであり、この通知は貸付けの実行を担保するものではありません ので、あらかじめ御承知おきください。</p> <p>(略)</p> <p>2 貸付申込可能額等 (1) 貸付申込可能額</p> <p style="text-align: right;">千円</p> <p>なお、信用保証、担保及び保証人等により、貸付けの実行額がこの金額 を下回る場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。</p>

